

停電時における非常用電源や手動機器の活用の例

第〇章 緊急用発電機等に係る安全対策

(緊急用発電機等の使用可否の判断)

第〇条 緊急用発電機等を使用する際には、〇〇は、別表〇に定める「地震後の点検項目」により把握した給油取扱所の被害及び応急措置の状況を再確認するとともに、別表〇に定める「再開の判断要素」に基づき、緊急用発電機等の使用及び施設の再稼働を判断する。

(緊急用発電機等の設置位置)

第〇条 緊急用発電機等は別図〇に示す、周囲に危険物、可燃性蒸気及び可燃物等がなく、避難及び車両の通行に支障のない場所に設定する。

(緊急用発電機等の安全対策)

第〇条 緊急用発電機等を使用する場合は、次の事項を遵守する。

- (1) 緊急用発電機等に燃料を補給する際は、当該発電機の運転を停止すること。
- (2) 保管場所は〇〇とし、定期的に点検を受けるなど、適正に維持管理すること。
- (3) 緊急用発電機等のコードは2本以上のケーブルを延長して使用しないこと。

(緊急用発電機等の操作に係る教育訓練)

第〇条 緊急用発電機等の操作等に係る教育訓練は、それぞれ第〇条に定める保安教育及び第〇条に定める震災訓練に含めて実施する。